

厚生労働省
大阪労働局発表
平成29年4月25日

違法な長時間労働で書類送検

厚生労働省大阪労働局（局長 苧谷 秀信）は、本日、株式会社電通ほか1名を労働基準法違反の容疑で、大阪地方検察庁に書類送検した。

1 事件の概要

株式会社電通（本店所在地：東京都港区東新橋1丁目8番1号）は、広告、広報に関する企画及び制作等を行うものであるが、関西支社の労働者1名に対し、労働基準法第36条に基づく時間外労働に関する協定で定める限度時間を超えて、平成28年2月1日から同年2月29日までの間に、違法な時間外労働を行わせたものである。

2 被疑者

株式会社電通（代表取締役社長 山本敏博）ほか1名

3 罪名・罰条

労働基準法違反 労働基準法第32条第2項
同法第119条第1号（罰則）、同法第121条第1項（両罰）

(別添)

労働基準法(抄)

昭22・4・7法律第49号

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

2~4(略)

(罰則)

第一百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二条第四項、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項ただし書、第三十七条、第三十九条、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第一百四条第二項の規定に違反した者

二~四(略)

(両罰規定)

第二百一条 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行つた代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

2 事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。